

「税務システム等標準化検討会個人住民税ワーキングチーム（WT）」

第7回議事概要

日時：令和2年11月6日（金）13：30～17：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

八木 由委子	浜松市財務部	市民税課	主幹
吉岡 勝	神戸市行財政局	税務部	市民税課 個人市民税指導担当 係長
大塚 樹里子	前橋市財務部	市民税課	主任
竹内 康真	三鷹市市民部	市民税課	担当課長（市民税係長兼務）
岩嶋 雄一	飯田市総務部	税務課	市民税係 主査
吉野 元久	富士市総務部	情報政策課	主幹
渡辺 美子	豊橋市財務部	市民税課	主査
濱口 香織	南国市税務課		課長補佐
藤本 紘	地方税共同機構	システム部運営管理グループ	主査
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）	企画部	担当部長

欠席：小林 佑輔 三条市総務部 税務課 係長

本山 政志 埼玉県町村会 情報システム共同化推進室 室長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官

（総務省）

稲木 宏光	総務省自治税務局	市町村税課	住民税企画専門官
小野寺 徹	総務省自治税務局	市町村税課	課長補佐
阿久津 悠太	総務省自治税務局	市町村税課	住民税第三係長
久保 拓也	総務省自治税務局	市町村税課	諸税係・調査係 係長

【議事次第】

1. 帳票表示項目の検討（システム印字要否の確認）
2. 確認リストの定義が必要なチェック条件の検討

【意見交換（概要）】

■No. 26 住民税申告書について

- 郵送する際の送付先は印刷の対象外とするか。
- 送付先を印字するのは、窓あき封筒を利用する前提となるが、運用により、使用していない場合や、送付先のみを印字した用紙を同封する場合も想定されることから、オプションの印字項目として整理する。
- 整理番号が項目名のみ印字となっているが、個人を特定する宛名番号をシステム印字することとした

い。また、氏名については、本人の署名として使用するため、空欄も許容される仕様としたい。

→ 氏名の印字はオプションとする。

○ 氏名と宛名氏名、現住所、賦課期日住所、現住所は、目的が異なるため、個別の項目とすべき。

○ 宛名情報として、カスタマーバーコードも含めて、出力される必要がある。

→ 宛名、現住所はオプションとし、賦課期日時点住所はシステム印字が必須の項目として整理する。

○ 本市では、担当者の割り当てに台帳番号を利用しており、標準仕様でも同等の番号を印字できるようにしたい。また、同様に引抜き用の通し番号も出力の必要がある。

○ 通し番号は、その他の通知文書についても印字される必要がある。生年月日もシステム印字するようにしたい。

→ 台帳番号、通し番号、生年月日はオプションでのシステム印字の対象とする。

■No. 165 特別徴収決定通知書（特別徴収義務者用）について

○ 特別徴収義務者への通知書は、納税義務者本人宛ではないため、支援措置対象者の住所といった機微情報の印字内容については、標準仕様として、統一的な内容とすべきと考える。ただし、空白やアスタリスクといった、一律の対応とすると、対応が必要な個人であることが明白にもなるため、本人の希望を踏まえて対応可否を設定できるなど柔軟な仕組みが必要と考えている。

→ 事務局で、仕様案を検討し、意見照会の中で、妥当性を確認することとしたい。

○ 備考欄には、納期特例の適用がある場合に、「納期特例あり」と印字されるようにしたい。

○ 共有納税を利用している場合など、納入書を発送していない対象には、「納入書なし」が備考欄に印字される必要がある。

→ 備考欄の出力事項として整理する。

■No. 167 特別徴収変更通知書（特別徴収義務者用）について

○ 摘要欄には更正事由が印字されるようにしたい。ただし、個人情報になるため、詳細な内容ではなく、概要を印字している。

→ 異動登録の結果に応じて、特別徴収の開始、特別徴収の停止、内容変更による増額、内容変更による減額が出力されるよう仕様を整理する。

■No. 172 特別徴収変更通知書（納税義務者用）について

○ 本市では、納税義務者から、控除されているのかという問い合わせが多かったため、摘要欄に、「ふるさと特例控除額」、「ワンストップ特例控除額」を印字している。標準仕様でも印字されるようにしたい。

→ 「ふるさと特例控除額」、「ワンストップ特例控除額」を印刷できるよう、記載を整理する。

■No. 190 納税通知書について

○ 特別徴収の通知書項目をベースにしているが、所得の種類の情報など、普通徴収の通知書にある項目は、残す必要がある。

○ 控除についても同様に全ての控除の種類が載るようにしたい。

○ 税額欄も課税標準額等の明細がわかるようなレイアウトとする必要がある。

→ 出力項目は、種類ごとの明細がわかるように整理する。

■No. 206 更正決定（税額変更）通知書について

- 現年度で退職した方など、年の途中まで特別徴収で、途中から普通徴収に切り替え、特別徴収額がゼロになった場合に、特別徴収額の変更を特別徴収義務者宛に送付しても、納税義務者本人には届かないため、普通徴収の更正決定通知で、特別徴収の月別の徴収済み額と徴収額がゼロになることも載せて通知している。
- 本市では、普通徴収の更正決定通知書と納税義務者用の特別徴収の税額変更通知書を同封して、個人宛に送付している。
- 本市は、特別徴収額がゼロになる場合は、様式3号の別表を出力していないため、普通徴収の更正決定通知書に記載して通知する必要がある。
- ご意見のあったケースに対して、どの様な通知内容とすべきか、法的観点も考慮して、表示項目を整理する。
- レイアウトの検討対象とする帳票について、オプション項目が多いと、検討が難しくなるのではないか。
- システム出力する帳票のうち、外部に送付する帳票で、受領する側が、複数団体の様式を目にする蓋然性が高いものについては、レイアウトの検討対象と考えている。普通徴収の通知書は、原則は各個人の賦課期日時点の住所地となる団体からのみ送付されるものであるため、レイアウト検討の対象とするものではないと判断している。

■NO. 283 扶養親族の状況について（照会）【事業所】について

- 照会書については、回答書と合わせた様式とするか、回答は個別の帳票とするか、運用によりレイアウトが異なるものとする。
- まずは照会書として、必要な表示項目を整理し、レイアウトの検討の中で、回答を含めたレイアウトとすることが妥当であれば、照会・回答書の様式として整理したい。

■No. 360 所得証明書について

- 帳票名称について、統一するのであれば、「所得証明書」がよい。
- 「所得証明」や「課税証明」の提出を求める側も、各団体の帳票名称が統一されていた方が、提出依頼時の説明や帳票の誤りを避けられるため、運用上の問題がなければ統一することを考えている。
- 所得証明と課税証明で控除の記載有無などの内容を分けている。コンビニ交付も同様に、利用者が2種類から選択できる仕様としている。
- 本市でも、窓口では控除の記載有無は分けているが、コンビニ交付の場合は、控除有の1種類のみとしている。コンビニでの証明書発行は増加傾向にあり、証明書の種類を増やすことで、発行の誤りや問い合わせ対応が増加することを懸念している。
- 本市は、コンビニ交付でも控除の記載有無は選択できるようにしている。金融機関への提出など、控除の情報は不要となる場合も多い。
- 控除の情報が記載されることによる不都合はないと判断し、コンビニでは控除情報の記載有、窓口では、控除情報の記載有無を選択できるよう、仕様を整理する。

- 申告がなく、非課税として処理されていない対象者について、扶養（被扶養）証明を出す必要とする手続きにおいて、当該帳票の中で明示すべき情報を踏まえ表示項目の検討が必要ではないか。
- 非課税とは明示せずに、税額がゼロであることが明らかであり、備考欄に被扶養者である旨の記載があれば、手続き上、確認が必要な情報は充足するもの判断する。

■【項番 10】（事業所宛）納税義務者住所照会書

- 帳票の目的を考慮すると、住所確認のための項目がオプションとなっているのは違和感がある。
- 帳票はオプションで、住所確認のための項目は出力必須に変更する。

■確認リストの定義が必要なチェック条件について

- 「主たる給与、従たる給与がある場合の整合性チェック」について、給与の主従判定が必要な業務上の理由は特になく、システムの仕様上判断が必要なため、設定されるものと認識している。
- システムの仕様上、正確な処理を実施するために必要なチェックについては、業務上の個別確認が必要な条件とはならないものと判断し、帳票要件化の対象外とする。
- 「前年の指定番号と比較し、給報の主従逆転等により誤った指定番号になっている場合」のチェックについて、「前年度転勤実績がなく、前年度最新の指定番号と新年度の指定番号が異なる者を抽出する」条件と重複するため、統合してよい。また、当該条件については、資料合算時点からの確認でよいため、資料登録時点の確認は不要と考える。
- 「前年度最新の指定番号と新年度の指定番号が異なる者を抽出する」ための確認リストとし、資料合算から必要なチェック条件として整理する。

以上